

令和6年11月県議会定例会提出予定条例案の概要

一部改正条例案8件を提出予定です。

(組織関係)

番号	条 例 案 の 概 要
1	<p>長野県消費生活条例の一部を改正する条例案</p> <p>社会情勢の変化によって複雑化・高度化する消費者相談に対応するため、県内4か所に設置している消費生活センターを集約し、長野県消費生活センターを松本市に設置します。</p> <p>(令和7年4月1日から施行)</p> <p>くらし安全・消費生活課 026-235-7151 (TEL) E-mail: kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp</p>
2	<p>病虫害防除所の設置及び病虫害防除員の設置区域に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>気候変動等の影響による新たな病虫害の発生、侵入に対し、試験研究機関の専門的知見を防除対策に速やかに反映させ、より機動的な対応を可能とするため、長野県病虫害防除所を長野県農業試験場に統合します。</p> <p>(令和7年4月1日から施行)</p> <p>農業技術課 026-235-7220 (TEL) E-mail: nogi@pref.nagano.lg.jp</p>

3 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

住民の利便性の向上を図るため、旅券法の規定に基づく一般旅券の発給の申請の受理、交付等の事務を移譲している市町に対し、当該市町に通勤又は通学のために居所を有する者に係る申請の受理、交付等の事務を移譲するほか、所要の改正を行います。

(令和7年3月24日から施行)

国際交流課 026-235-7173 (TEL) E-mail: kokusai@pref.nagano.lg.jp

4 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案

(1) 旅券法施行令の一部改正に伴い、窓口申請の場合及び電子申請の場合の一般旅券の交付の手数料の額を改めます。

① 窓口申請の場合

対象事務	金額 (円)		改定率 (%)
	改定額	現行額	
一般旅券の交付	2,300	2,000	15
一般旅券が未交付のまま失効した場合において、申請者が失効後5年以内に再度一般旅券の発給を申請した場合	4,300	4,000	7.5

② 電子申請の場合

対象事務	金額 (円)		改定率 (%)
	改定額	現行額	
一般旅券の交付	1,900	2,000	△5
一般旅券が未交付のまま失効した場合において、申請者が失効後5年以内に再度一般旅券の発給を申請した場合	3,900	4,000	△2.5

(2) 大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正により、大麻草採取栽培者免許が区分され、第一種大麻草採取栽培者の免許の審査の事務が知事の事務とされたことに伴い、当該免許の審査手数料の額を定めます。

対象事務	金額
第一種大麻草採取栽培者免許	22,000円

(令和7年3月1日 ((1)は、同月24日) から施行)

国際交流課 026-235-7173 (TEL) E-mail: kokusai@pref.nagano.lg.jp
薬事管理課 026-235-7159 (TEL) E-mail: yakuji@pref.nagano.lg.jp

5	<p>職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>仕事と育児や介護等との両立を支援するとともに、職員がその能力を十分に発揮し高い士気をもって効率的に勤務できる環境を整備するため、選択的週休三日が可能なフレックスタイム制を新設するほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(令和7年4月1日から施行)</p> <p>人事課 026-235-7033 (TEL) E-mail: jinji@pref.nagano.lg.jp</p>
6	<p>保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、救護施設が入所者ごとに作成する支援計画について、入所者の意向を踏まえることを明確化し、名称を「個別支援計画」とするほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>地域福祉課 026-235-7130 (TEL) E-mail: chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp</p>
7	<p>長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>与田切発電所及び小渋第3発電所の改修工事の完了に伴い、発電所の最大出力に係る規定を改正します。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>経営推進課 026-235-7371 (TEL) E-mail: kigyo@pref.nagano.lg.jp</p>

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例案

道路交通法施行令の一部改正に伴い、手数料の額を改定するとともに、新たな事務に係る手数料の額を定めるほか、所要の改正を行います。

【主な手数料】

(1) 免許の新規取得時

	改正案	現行
免許証のみ	2,350円	2,050円
マイナ免許証のみ	1,550円	—
双方	2,450円	—

(2) 免許の更新時

	改正案	現行
免許証のみ	2,850円	2,500円
マイナ免許証のみ	2,100円	—
双方	2,950円	—

(3) 免許証を既に取得している者がマイナ免許証を取得する場合

	更新時	更新時以外
マイナ免許証も取得	2,850円+100円	1,500円
免許証を返還し、マイナ免許証を取得	2,100円	1,500円

(4) 更新時講習の受講

	改正案		現行
	対面	オンライン※	対面
優良	500円	200円	500円
一般	800円	200円	800円
違反	1,400円	—	1,350円

※ オンライン講習の対象者は、マイナ免許証を保有している者

(令和7年3月24日から施行)

東北信運転免許課

026-292-2345 (TEL) E-mail: police-touhokushinmenkyo@pref.nagano.lg.jp



みんなで作ろう!こども・子育てに優しい信州

(問合せ先)

担当 総務部情報公開・法務課法務係
伊豫田、根本
電話 026-235-7057 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2287
F A X 026-235-7370
電子メール kokai@pref.nagano.lg.jp